

第2号様式（第12条関係）

令和3年度 第1回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和3年4月20日（火） 午前10時00分から午後0時55分
- 2 場 所 大和市役所本庁舎 5階 第6会議室
- 3 出席者 久保博道会長、柴田憲司委員、山崎トク委員、黒岩亜紀委員、篠田優里委員
- 4 傍聴人数 0人
- 5 次 第
(1) 事務局の人事異動について

(2) 会長あいさつ

(3) 報 告

① 街頭防犯カメラについて

【市民経済部 生活あんしん課】

② ドライブレコーダーについて

【総務部 管財課】

③ 児童生徒指導関係事務の運用状況について

【教育委員会 指導室】

(4) 議 題

保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（継続審議）No.11 案件

【議会事務局】

(5) その他

新型コロナウイルス感染症に関する患者情報の収集について

6 議事要旨

(1) 報 告

① 街頭防犯カメラについて

【市民経済部 生活あんしん課】

(担当課から報告)

委 員 令和3年度は設置予定が2か所とあるが、今後、年度内に増える可能性はあ

るのか。

担当課 ない。2か所で終わりである。

会長 大体設置すべきところには設置したということか。

担当課 現在そのように考えている。今後、特別な事情の発生等により方針が変更となる可能性はある。

会長 設置個所は市が管理するような公的な場所になるのか。私有地はあるのか。

担当課 市有地以外に私有地内の電柱に設置したり、柱を建てることもある。その場合は所有者の承諾を得ている。

会長 警察署以外への提供は昨年はなかったようだが、場合によってあるのか。

担当課 過去に弁護士会を経由した照会があった。

委員 犯罪件数自体は全国的に減少している状況にあるが、今後はコロナ禍等で予断はできないと思う。

会長 体感安心度はシビアになっているので、件数が減っても安全に関しては以前より過敏になっている。

委員 防犯カメラについて、市民からの要望は多くあるのか。

担当課 家の前の道路の犬の糞やゴミの不法投棄について要望はある。その場合は理由を説明し断っている。

会長 本件の報告については以上でよろしいか。

【全員了承】

② ドライブレコーダーについて

【総務部 管財課】

(担当課から報告)

会長 平成25年度に本審査会に「大和市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運営に関する要綱」の諮問がなされ、その際に乗車している職員の会話が録音されているかが問題になったが、この件に関する取り扱いはどのようになっているか。

担当課 平成26年に「大和市公用車ドライブレコーダーの取扱いに関する要領」を定め、音声データについては記録しないことになった。

委員 ドライブレコーダーのSDカードは回収されるのか。

担当課 回収される。例えば刑事訴訟で使用されると事件解決後5年間は記録を保存するため警察で保管し、その後市に返却される。

会長 個人に提供したデータはどうなるのか。回収しているのか。個人情報にかか

る記録は提供しないのか。

担当課 原則、回収している。

会 長 個人情報に関する内容は映らないようになっているのか。

担当課 事故の様子が分かる部分を抜粋して、個人情報が含まれないように確認して提供している。音声の記録もない。先方に提供する際はパスワードを設定して、申請者本人とのやり取りにのみ使用している。

会 長 本件の報告については以上でよろしいか。

【全員了承】

③ 児童生徒指導関係事務の運用状況について

【教育委員会 指導室】

(担当課から報告)

会 長 本件は年次報告であるが、昨年度以前は事案の概要が審査会で把握できるような資料に基づく報告であった。審査会での議論の根拠資料として必要であるので、次回審査会に再報告を求める。

児童等が加害者側となる非行事案と、逆に児童等が被害者側となる虐待事案とでは性質が異なり、虐待事案について市側から警察に提供することには検討すべき問題も生じうると考える。虐待事案は協定書上の提供根拠として、第5条第1項アではなく、同条オに該当すると考えられる。また、当該オも厳密には虐待事案の規定ではないともいえるので、実施機関には協定書の改定含め検討してほしい。

委 員 報告上、虐待が10件あるが、非常に軽い案件も全て、警察はとりあえず学校に報告することになっているのか。

担当課 基本的にはそのように状況になっていると思われる。

会 長 実施機関には事案の概要が把握できる資料を提出の上、次回審査会にて報告するよう求める。

【保 留】

(2) 議 題

保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（諮問：継続審議）

【議会事務局】

- ・事務局から「No. 1 1 審査請求案件（ヒアリング結果）」を説明した。
- ・担当課が出席し、質疑応答を行った。

(3) その他

コロナ感染症患者情報の収集について

(事務局より説明及び審査の依頼)

会 長 いつから始まるのか。

事務局 今のところ未定だが、県は審議会で諮問、答申後市町村に提供予定である。

委 員 県が諮問し提供を決定した後で、もう一度市で諮問するのは意味があるのか。

事務局 県は県条例に基づき目的外提供を審議会に諮問する。大和市としては県からの情報収集が本人外収集にあたり、同意や法令根拠があるなど、条例該当事項がなければ審査会にかける必要がある。県がOKとなっても大和市としては市の条例をクリアする必要がある。

委 員 県が目的外提供のOKを出しても市で独自にNGになることはあり得るのか。

事務局 市として提供する施策にもよるが、大和市としては必要ないと拒絶することは可能である。

委 員 「本市の対応案」①、②、③の中には諮問を行わない選択肢もあるようだが。

会 長 諮問案の①のように包括的に諮問した方が分かりやすく良いのではないか。類型にあてはまったとしても新しい事象なので。

委 員 市の実施する事業で必要な情報の範囲が異なることから、必要な範囲の情報から個別に事業と照らし合わせて、その都度判断、諮問をしても良いのではないかと思う。

会 長 事務局は、「諮問案」①感染症法に関わる必要な措置を講ずるものは、包括的な答申を得るという方針を考えているようだ。

委 員 一度県の諮問を通過しており、その程度の諮問でも良いかもしれない。

会 長 「諮問案」①のように包括的なものでも良いのか、事業を特定して諮問した方が良いという意見もあり得る。事務局で判断して欲しいが、諮問自体は行った方が良いという印象を受ける。市町村も個別の情報を持ってしかるべきで、本来共有すべき情報が県から共有されていないという現状の方がむしろ批判の対象になるとも思われる。

事務局 今回は、各市町村でサービス提供や事業を行うため情報が欲しいと県に要望しており、県で有識者を交えて議論し、感染症法に基づくものであればそのまま情報提供する仕組みとし、基づかないものについては、県が審議会に諮問をする。自治体でスピーディに支援していきたいという動きがある。

会 長 今までの類型答申に当てはめて、あえて諮問しない案と、類型で諮問する案、
諮問する場合、事務局諮問案の①の方が②より良いと思われるがその方向と、
迅速性には欠けるが事業ごとに収集の諮問をするという3つの方法が考えら
れる。緊急かつやむを得ないため諮問しないというのは例外なので、②案で類
型的にでも諮問した方が良いと思う。

本件については、以上でよろしいか。

【全員了承】

以上